「第４次松本市教育振興基本計画」とは？



意見募集期間：
令和８年１１月１８日から令和８年１２月１７日

Q　どんな内容なの？

　教育振興基本計画とは、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画をいいます。
　第３次教育振興基本計画の策定から５年が経過し、教育を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、これからの松本市の教育の目指す姿を見据え、第４次の計画を策定します。

Q　市民生活にどんな影響を与えるの？

　松本市は、子どもの権利に関する条例を制定し、「すべての子どもにやさしいまち」を目指しています。「子ども」にやさしいまちは、「すべての市民」にとってもやさしく魅力あるまちです。
　大人は子どもの声に耳を傾け、その思いや気持ちを受け止め、健やかな育ちと豊かな学びを支えていきます。子どもも大人も、生涯を通じて学び続け、ともに成長し、自分らしく生きていくことを叶える学都松本。
　松本市では、このような「子どもの育ちと市民の学びを支える学都松本」を実現するため、第４次教育振興基本計画を新たに策定し、施策を実施していきます。

ご意見
お待ちして
います！



パブリックコメント手続（第４次松本市教育振興基本計画（案））について

第４次松本市教育振興基本計画（案）について皆さんのご意見をお寄せください

教育を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、これからの松本市の教育の目指す姿を見据えた教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、第４次松本市教育振興基本計画を策定します。

■公表する資料

１　案件概要書（内容と市民生活への影響）　　２　第４次松本市教育振興基本計画（案）

■閲覧場所

松本市教育委員会教育政策課（松本市役所大手事務所４階）、松本市行政情報コーナー（松本市役所本庁舎１階）、各地区地域づくりセンターの窓口、松本市図書館（分館を含む）

■意見の募集期間

令和８年１１月１８日（水）～令和８年１２月１７日（木）

■ご意見を提出できる方

１　市内に住所を有する方　　２　市内に事務所又は事業所を有する方

３　市内の事務所又は事業所に勤務する方　　４　市内の学校に在学する方

５　計画等に利害関係を有する方

■ご意見の提出方法（次のいずれかの方法で、松本市教育委員会教育政策課あてに提出してください。）

１　教育政策課へ直接提出

２　郵送　　〒３９０－８６２０　松本市大手３－８－１３

３　ファクシミリ　　FAX　０２６３－３３－３９３４

４　電子メール　　Ｅメールアドレス　somu@city.matsumoto.lg.jp

５　電子申請フォーム　　ＵＲＬ　https://logoform.jp/f/Qpyd9（上記二次元コードからアクセス）

■ご意見提出の際に留意いただきたい事項

１　意見記録の正確さを期すため、電話や口頭によるご意見はお受けしておりません。

２　ご意見を提出される方の、氏名、住所、電話番号、事務所名等を明記してください。また、計画について利害関係のある方は、利害関係を有することを証する事項を明示してください。匿名でご提出いただいたご意見につきましては、取扱わないこととします。

３　ご提出いただいた皆さまに対する個別の回答は致しかねますので、ご了承ください。

４　お寄せいただいたご意見につきましては、後日、募集の結果、意見の反映状況などを市ホームページ等でお知らせします。

５　ご提出いただいた氏名等の個人情報は、他の目的に一切使用しません。

■ご意見の公表

後日、募集の結果、意見の反映状況などを市ホームページ等でお知らせします。

また、提出いただいたご意見等への個別の回答はしませんが、希望される方には、意見の反映状況等の一覧表をお送りします。

■お問合せ先

松本市教育委員会教育政策課

電話番号　０２６３－３３－３９８０　　FAX　０２６３－３３－３９３４

Ｅメールアドレス　somu@city.matsumoto.lg.jp